平成２５年（フ）第６９２号
広島市中区鶴見町９番２―402号
債務者　はちまきこと　津和野幸子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８０１号
福岡市南区弥永団地14番304号
債務者　原口　博成
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月８日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４９９号
神戸市北区北五葉１丁目５番１―708号
債務者　城後　寛司
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松谷　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４７号
神戸市長田区若松町３丁目１番２―506号、従前の住所神戸市西区井吹台西町１丁目５番地　２―606号
債務者　平原　直生
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２２３号
函館市中道２丁目13番４号　コーポ弥生205号室
債務者　黒島美奈子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２４４号
北海道北斗市中央３丁目４番10号
債務者　齊藤　和子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３１号
岩手県西磐井郡平泉町長島字舘岡17番地
債務者　藤堂恵美子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第３３号
岩手県一関市真柴字曽根田17番地４
債務者　岩渕久美子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第３７号
岩手県陸前高田市気仙町字上長部216番地
債務者　菅野　一三
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第１５号
奈良県吉野郡吉野町国栖98、住民票上の住所奈良県橿原市内膳町５丁目１番26号
債務者　上村　智子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第３９号
山形県酒田市こあら１丁目６番地の15
債務者　佐藤　余花
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第２７７号
埼玉県越谷市東越谷１丁目22番地18　アイダハイツⅡ103号
債務者　柄澤　啓子（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２９９号
埼玉県春日部市西金野井492番地10、住民票上の住所埼玉県幸手市緑台２丁目６番６号
債務者　田中　一範
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３０９号
埼玉県草加市北谷２丁目21番16―201号、旧住所埼玉県草加市弁天１丁目８番36―203号
債務者　小林　　守
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
新潟県小千谷市大字[illegible]生丙237番地11
債務者　谷口　雅子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
新潟県小千谷市大字岩沢1227番地１　田村明弘方
債務者　竹内フミ子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
静岡県三島市谷田153番地の30
債務者　野島真由美（旧姓田邉）
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係